

学校教育の質をどのように評価するのか

日本における学校評価

東京大学大学院教育学研究科

勝野正章

報告の目的と対象

- 日本における学校評価の概観と教育の質の検証という観点からの若干の考察
- 小学校、中学校、高校における学校評価
保育所、幼稚園、専門学校、大学、大学院を直接的には想定していない。
- 制度的・公式的な学校評価
「風評」などのインフォーマルな学校評価も重要

制度的・公式的な学校評価

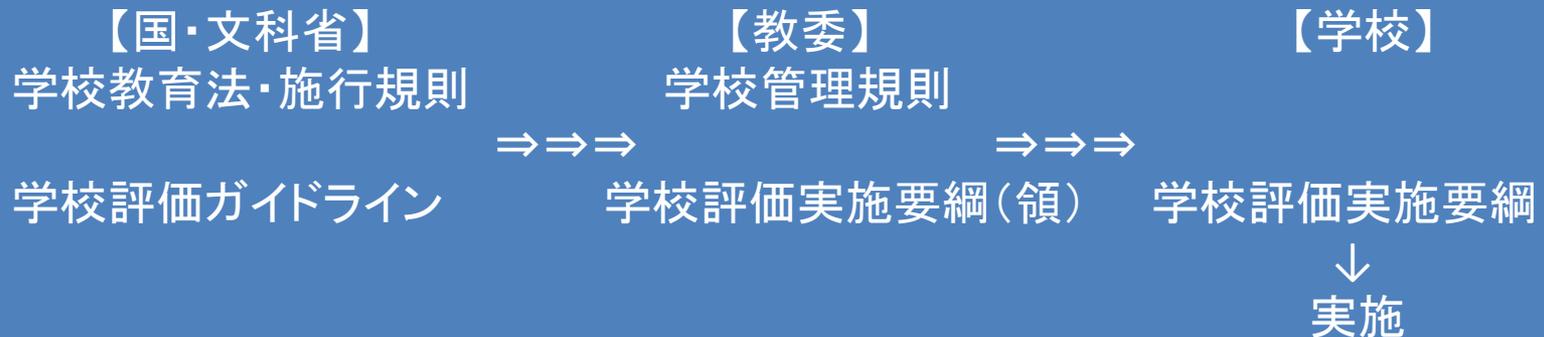
- 学校教育法(42、43条等)、同法施行規則(66、67、68条等)
自己評価 「教育活動その他の学校運営の状況」について学校が自ら行う評価
関係者評価 保護者その他の関係者(ただし、当該小学校の教職員は除く)による評価
- (第三者評価) 学校と直接関係を有しない専門家等による
専門的・客観的評価
2009年度中に文部科学省がガイドラインを策定予定

制度的・公式的な学校評価

- 全国学力調査と学校評価システムによる質の保障
- (義務)教育の構造改革 (中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」2005年10月)
目標設定＋インプットの確保＋結果の検証＝国の責任
- 国の責任・権限の在り方が問われた背景
学力低下論
教育の目的・目標を規定する教育法令の改正
国－地方間関係と教育政策決定の政治力学の変化
グローバル化等の社会・経済・文化的変化

学校評価の方法

- 学校評価の方法
誰が、何を、いつ、どのように、何のために評価するのか
- 制度的な枠づけ



学校評価の方法

- 目的

今後の改善方策を講じて、教育活動等の改善を図る。

学校としての説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを進める。

- 実施のための組織

学校評価委員会を設置。年間スケジュールの決定、評価項目評価方法(案)の策定、評価結果の集計・分析、改善方策(案)の策定、評価結果・改善方策の公表を行う。

学校評価の方法

- 手順

学校教育目標、中長期目標、今年度の重点目標に即して評価項目、評価指標等を策定。中間評価、最終評価を実施して改善方策を講じる。

- 自己評価

原則的に教職員全員が行う。自己評価表にあげられた評価項目を評定(たとえば、1~4)する形が多い。生徒による授業評価、保護者、地域住民によるアンケートも同様の形式で、結果を比較できるように評価項目を設定していることが多い。

学校評価の方法

- 学校関係者評価

学校評議員、PTA役員、地域住民等から構成される学校関係者評価委員会を設置。学校から評価計画、自己評価表、自己評価結果及び改善方策等の情報提供を受け、自己評価の結果及び改善方策、自己評価の進め方等に対する評価を行い改善意見を示す。

- 自己評価と関係者評価の結果及び意見の公表と報告

インターネットや学校便り等

必要な支援を受けるために教育委員会に報告

学校評価の方法

- 評価項目・指標

各学校が「実情に応じ、適切な項目を設定」する(学校教育法施行規則)。国のガイドライン、自治体の実施要綱(領)は参考。

- 指標の具体例

「確かな学力の定着が図られている」「学校行事が工夫され、成果があがっている」「指導法の工夫や改善が行われている」

- 数値指標の具体例(高校)

入学者選抜の倍率、遅刻者数、大学・短期大学への進学率、就職決定者率、長期休業期間中の講習時間数

考察 学校評価による教育の質の検証

- 学校評価の方法に対する制度的枠づけの力が認められる。これは全国レベル、あるいは地方レベルでの質の検証という点では有利である。
- 文部科学省の「学校評価ガイドライン」における評価項目・指標を検討する際の視点(12項目)
教育課程・学習指導、進路指導、生徒指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織・運営、研修(資質向上の取組)、教育目標・学校評価、情報提供、保護者・地域住民との連携、教育環境整備

考察 学校評価による教育の質の検証

- 評価項目が多岐にわたり、アウトプットだけでなく、プロセスや教育環境などを評価するものが多く含まれている。
- 指標には「主観的」判断に基づくものが少なくない。
- 教育の目標の達成を学校評価によって検証する合理的構造にはなりきっていない。

考察 学校評価による教育の質の検証

- 国が目標設定を行い、評価によって結果を確保するという、(トップダウン式で)合理的なアウトプット管理がもっとも有効に機能するのは、以下の流れで各要素が一意に定まる場合である。

学校教育の目的→質の概念→評価項目・指標

- ラルフ・タイラーの教育評価論(行動目標モデル)
- 教育目標、評価される質の限定 日本の現状では「不十分」

考察 学校評価による教育の質の検証

- では、教育の目標、質を「十分に」限定すればよいのか。
 - たとえば、アメリカのNCLB法のもとの学力テスト、High-stakes Evaluation重視の弊害
 - 日本でも、学力テストと学校評価が本格的にセットになることで、学力テスト重視の傾向
- 「教職員は、学力や体力などのテストで目に見える成果をあげることを第一に考えている」 校長 35.1% 教員 27.3%
(成果主義調査 2008年)

考察 学校評価による教育の質の検証

- さらに注目したいのは、学校評価が契機となって教育の目的目標、質が限定されていく可能性
「客観的」な評価、数値指標が、先ほどの評価のロジックとは逆方向に、そのような指標で「評価可能」な教育目標、重点項目の設定を促進する。

評価項目・指標→教育の質→教育の目標

おわりに

- 学校評価の制度と機能に関する重要な問い

教育のどのような目的・目標と質が強調されているか
逆に、どのような目的・目標と質が排除されているか

- 国、地方、学校それぞれにおいて、教育の目的・目標と質に関するより深い議論と理解を促進する学校評価であるべき。
- 学校ではそのような議論と理解を教職員だけでなく、児童・生徒、保護者、地域住民に広く開かれた形で行うことが必要。